驛遞局認可

時事新報

第千二百九十八號
明治十九年六月十日　木曜日
舊丙戌五月九日（辛丑）
日出午前四時四十五分　日入午後七時十四分　月出午後零時四十六分　月入午前十一時三十三分
（西暦一千八百八十六年）

日曜日休刊　（定價金三錢）

時事新報

日本人の米國に歸化の事

日本國民中に開明有爲の志を抱く者ハ近來漸く蟄居主義の厭ふべきを悟り漸く外遊移住の念を起したるの趣あるを見て兼て支那人の來住を嫌忌してこれを制止するに妙工風を得ず正に煩悶苦惱の中に在る米國人等は概して日本人と支那人とを同一視し疑心忽ち暗鬼を生して大に日本人の襲來を恐れ早くも其防禦策に苦慮するの次第并に其苦慮の全く無稽に屬するゝ次第ハ我輩曩にこれを前日の紙上に陳述したり然るに爰に又米國人が日本人を疑ふの事情に關し我輩の默々に看過すると許さゞるの一事ありと申すハ米國人が支那人を嫌忌するの情よりして何れ識別もなく併せて日本人をも同一樣に嫌忌し從來米國に存在する支那人拒絕の諸法令と取て直ちにこれを日本人に適用し日本人が米國に移住するを禁止すべしとの議論目下實際に米國人の一部分に行はれ居る事是れなり其論の大畧に曰く千八百七十二年米國政府は外國人の米國に歸化移住するに關する法令を制定し白色人種にあらざる外は歸化して米國人たることを得ず但し亞非利加人種は此限に非ずと明言したり又下て千八百七十六年に至り支那人は歸化して米國人たるを得ずとの拒絕條例を制定したれども是れと同時に支那人を除くの外他の黃色人種は歸化して米國人たると得との他れ法令の制定なかりしと見れど最初千八百七十二年の制定、白色人種及び黑色人種れみ歸化して米國人たるを得との法令ハ依然今日に持續現存するものにして苟くも日本國民が白色人種又は黑色人種に屬せざる以上は假令へ日本人が米國に移住をるも身を米國の籍に入ること能ハず永久外國人として取扱はるゝものなりと此論に反對するの說に曰く千八百七十二年に制定したる白色人種のみ歸化して米國人たるを得との法令は其精神唯支那人を拒絕して米國人たるを得せしめざるとの趣意にして他意あるにあらざりしあり然れども白色人種のみ歸化すると得といふては米國に最も因緣深き黑色人種の如きも亦歸化を許されざるが如く聞ゆるが故に念の爲めに亞非利加人種は此限りに非ずとしたる所以にして白黑人種の外なる支那人を拒絕せんとしたるに過ぎざるのみ然れども此法令の精神の所在を探るに當り倘は其漠然に過ぐるを思ふ者あらんことを慮り千八百七十六年に至りて更に一令を添へ斷然支那人は米國人たるを得ずと明言したるあり斯の如く法の精神ハ終始唯支那人を拒絕するに在りて支那人外何の一人たりとも米國に歸化するを拒まんとするの趣意にあらざるなり故に今若し日本人にして米國に移住歸化せんとする者あらばこれを許可せること無論たるべしと以上米國人中に於て日本人の歸化を拒むと拒まざるとの兩論にして我輩ハ其孰れの方に法律上眞理れ在るや否やを知らずといへども詰まる所米國れ法律は固と米國人の作りたるものなるが故に甲論者れ說の如く千八百七十二年の法令にして果して日本人が米國に移住歸化するの途に橫はる故障物ならんには兎角の論に及ばず即坐にこれを改正して日本人を優待するの意を表せんこと蓋し米國人の本意ならんと我輩は信じて疑はざるなり抑も米國人は何の理由によりて斯くまでも支那人を嫌忌するや開闢以來世界に國多く人多しといへども人間の權利自由を尊重して上下貴賤の區別を滅却したるハ米國人を以て開祖と爲すあり此米國人にして妄りに人の權利自由を妨ぐるは萬々なるべからざる事柄なり或は支那人の顏色の尋常白色あらざるを忌むの情より來るかといふに必ずしも然らざるべし何となれば亞非利加人の顏色れ尋常ならざる黃色の白色に於けるよりも甚だしきものなり黑奴倘ほ且つ米國人民たるべし況んや支那人とや我輩は米國人が歸化上の議論に詮議する所は皮膚の色の異同に在らざること明白なりと信ずるあり然らば米國人は何等の事に不滿を抱きて支那人の歸化を諾せざるやといふに我輩の察する所を以てすれば第一支那人は西洋の文明を悅ばず政治德教風俗より衣服飮食れ事に至るまで一切自國れものを以て世界古今の粹と心得自尊自大善を見くみれに倣ふことを肯んぜず米國に移住する者れ如ひ文明開化の重圍中に在りながら倘は且つ依然として純粹の支那風を維持し豚尾胡服阿片を喫し米を喰ひ孔孟の敎を奉じ偶像を禮拜し幾年の久しきを經るも一點感化の跡を見ることなし宜なり米國人として其面に唾し其頭に溺せしめんと欲すること第二支那人ハ勤勉よく財を蓄ふるを知てこれを散ずることを知らず況んや米國ハ蠻貊の地久しく居るべき所にあらずと爲し十年の辛苦一旦貯蓄の金員吾が所期の額に達するみとなれば忽ちこれを懷にして去て本國に歸り毫も其利を米國に遺さゞるとなし是れ米國人がこれを疎んぜざるを得ざる所なり第三支那人は不潔汚穢の厭ふべきを知らず到る所に支那臭を放ち他人の感情如何を顧ることあし是れ米國人がこれを遠けざるを得ざる所なり此等の事を算ふれば屈指に遑あらずといへども先づ以上三箇條の不都合ハ米國人が支那人を嫌忌する最も大なる原因なりとして差支なかるべく扨日本人の性質はよく此格に合ふものあるや如何といふに正しく反對のものありと答へざるを得ず第一日本人が西洋の文明を景慕し故きを棄てゝ新らしきを採らんとするに鋭意熱心なる宗教上の頑狂を除くの外は古今未だ其例なかるべく政治宗教學術技藝武事農工商事を始めとして衣食住の細に至るまで一切西洋に擬して固有の風俗組織を破却し嘗てこれを愛しむの顏色なし甚だしきは我黃色の人種たるをも厭ひて雜婚以てこれを改良することを勉めんとせり實に其心事の磊落自由なる米國人といへども恐らくはこれに三舍を讓ることあらん左ればにや深く事理に通せざる者は卒然この有樣を見てこれを心に解する能はず日本人を評して愛國心に乏しといふものあるに至れり日本人れ支那人と同じからざる多辯を要せざるあり第二錢を儲くるに敏捷なると日本人は支那人に及ばずしてのみならず日本人は唯我得たる財を散ずることを知りてこれを蓄積することを知らず經濟の一點に至りては日本人の支那人に及ばざる百等の相違ありといふも可ならん實に日本人の一大惡習にしてこれを矯めんとて識者の常に苦心する所なれども如何せん數百年來錢を賤しめ名を衒ひし積弊の致す所文明の今日といへども倘は此宿痾を醫すること能はず國れ爲めに憂ふべきの至りなり日本人は決して支那人と同じからざるなり第三日本人の淸潔を好む殆ど先天の性より來るものにして不潔を厭ふの度は往々理外の點にまで達して倘は止まらざること甚だ多し支那人ハ勿論歐米文明國人といへども日本人の眼より見れば殆んど淸潔の何物なるを知らざる者かと怪しまるゝ程の事あり日本人は世界第一の潔癖人なりとは疾く世界の評判に上りたる事にして米國人も既に承知の事ならん日本人と支那人と同じからざるあり

以上論ずる如く日本人が米國に歸化するには一點れ故障を見ざるものあり米國人にして少しく詮索の勞を取らば忽ち日本人の歸化を悅ぶの情を催すべきや必然なり兎に角に米國人にして深く日本の事情を糺さず日本人を取て支那人と同一視し支那人を拒絕するの心を以て日本人に接し日本人れ米國に移住歸化するを妨げんとするが如きことならば我輩は日本國民の面目の爲めに事實れ便否如何に關せず斯る非禮の擧動に對し飽くまでも抗論せる所あらんと欲するなり

官報

○閣令第十四號　　各官廳

內國旅費規則ヲ定ムルコト左ノ如シ但明治九年太政官第六十四號達旅費定則中內國ノ部ハ廢止ス

明治十九年六月八日　內閣總理大臣伯爵　伊藤博文

內國旅費規則

第一條　內國旅費ハ官吏公務ニ依リ本邦內ヲ旅行スルトキ旅行中一切ノ費用ニ充ツル爲メ之ヲ支給ス○第二條　內國旅費ハ各官等ニ依リ分テ六等トシ別表ノ定ムル所ニ從ヒ順路ノ路程ニ依リ汽車賃汽船賃車馬賃及日當ヲ支給ス但車馬賃及日當ハ管內外ニ區別シ之ヲ支給ス○第三條　汽車賃ハ汽車旅行、汽船賃ハ汽船旅行、車馬賃ハ陸路旅行、日當ハ休泊料及其他ノ諸費ニ充ツル爲メ之ヲ支給ス○第四條　官有ノ舟車馬及各官廳ニ於テ借入傭入タル舟車馬等ニテ旅行シ若クハ旅行ノ性質ニ依リ特ニ舟車馬等ノ實費拂ヲ許可シタルトキハ本令ノ汽車賃汽船賃及車馬賃ヲ支給セズ○第五條　汽車賃ハ哩數、汽船賃ハ海里數、車馬賃ハ里數、日當ハ日數ニ應シ之ヲ支給スベシ（外國旅費ノ日當ヲ給スルトキハ本條ノ日當ヲ支給セズ）○第六條　赴任又ハ管外旅行ノ爲メ其管內ヲ通過スルトキハ其路程ハ管外ニ準シ又管內巡回ノ際其便宜ニ依リ管外ヲ通過スルトキハ其路程ハ管內ニ準スベシ○第七條　日當ハ陸路六里未滿、汽車十哩未滿及汽船十海里未滿ノ旅行ニハ支給セザルモノトス但公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要スルトキハ宿泊ノ數ニ應シテ日當ヲ支給スベシ○第八條　汽車賃汽船賃及車馬賃ハ其種類每ニ經過セシ路程ノ總數ヲ合算シテ之ヲ支給スヘシ但其一位未滿ノ端數ハ計算セザルモノトス○第九條　旅行ノ兩會計年度ニ跨ルトキハ各年度每ニ之ヲ區別シ旅費ヲ計算スヘシ但汽車賃及汽船賃ハ會計年度ニ係ハラス汽車汽船ノ到達地ニ着シタル日ヲ以テ之ヲ區別シテ計算スベシ○第十條　撿田測量及土木工事等ノ爲メ現場ヲ巡視スルトキハ車馬賃ヲ給セス日當額ニ三割ヲ增給スヘシ○第十一條　赴任旅費ハ舊任地ヨリ新任地ニ至ルマデ本官相當ノ車馬賃汽車賃若クハ汽船賃ノ二倍ヲ支給スベシ○第十二條　廢官若クハ退官ノ際事務引繼殘務取調其他公務ノ爲メ旅行セシムルトキハ前官相當ノ旅費ヲ支給スベシ○第十三條

新ニ任用ス
費ヲ支給スベ
メ許可ヲ得テ
旅費ヲ支給ス
旨退官シタル
ヲ支給スベシ
支給スル爲メ
哩詰、汽船旅行
詰トス但距離
程十二分ノ一
ハ十二時間ト
大臣ハ大藏大
特ニ其旅費額
○第十八條
ヲ減少スルコ
費部區長ハ五
武官及警察官
之ヲ定ムベシ
文ナキモノ、
定ムベシ
別表

旅
等級
一等　親任
二等　勅任　一等　二等
三等　奏任　一等　二等　三等　四等
四等　奏任　五等　六等　試補
五等　判任　四等以
六等　判任　五等以

○遞信省令第
明治十八年獨
ニ於テ關係ノ
ニ直發着スル
トニ決定セシ
第七項ヲ左ノ
明治十九
一海外電報ノ
リ發スルヲ問
金ハ海外各國
歐羅巴及埃及
亞細亞（亞細
其他地方
香港厦門福州
斯德ト長崎
一壹岐對馬及
迄一語ノ料金
料金ヲモ合有
歐羅
及埃
以西
亞細亞（西亞細
耳其ヲ
除ク）其他
其餘ハ海外電
○文部省訓令
文部省令第八
ル方法ハ府知
明治十九
●虎列剌
流行地
大阪府
但し四區